

1. 町会の概要及び主な活動について

(1) 町会の概要

a) 町会の設立経過

第二次世界大戦後、戦前から結成されていた町内会組織（隣組）は一旦解散となったが、民主社会の成立と社会経済の復興とともに、住民の地域生活上の必要から自主的に新たな自治会が組織され、積極的な活動が行われるようになった。

八尾市では、自治会活動の全市的組織として「八尾市自治振興委員会」が結成された。

平成24年1月1日現在、この八尾市自治振興委員会は、28地区、755町会から構成される市内全域を概ね網羅する八尾市の地域自治組織の中核的組織となっている。

回覧板や掲示板等による行政情報の伝達といった機能が最も身近ではあるが、赤十字の活動や防犯灯の設置管理など市民に身近な活動を全市的に展開できる組織となっている。

b) 八尾市自治振興委員会とは

①発足：昭和26年5月

②目的：地域社会の健全な発展と住民福祉の増進、市政の円滑な推進への協力

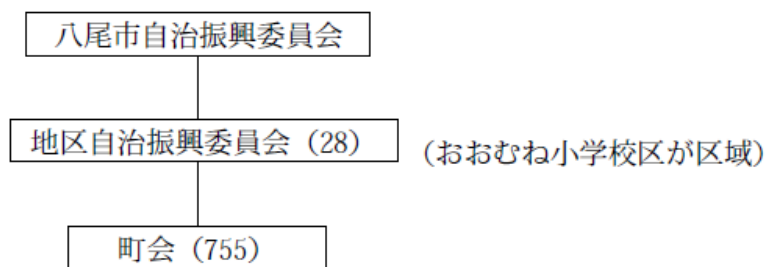
③会議：総会(年1回)

役員会(会長、副会長3人、会計1人の計5人で構成。年10回開催)

幹事会(会長以下、幹事42人で構成。年10回開催)

地区委員会(年10回開催)

図表 2 組織構成（平成24年1月1日現在）



c) 八尾市自治振興委員会の主な活動

①市政への協力（市政だより・家庭用指定ごみ袋の配布、ちらしの回覧、ポスターの掲示等）

②自治振興委員等を対象とした研修会の実施

③幹事を対象とした研修会の実施

④市長等との意見交換会(市政懇談会)の開催

⑤機関紙「うるおい」の発行(年2回)

⑥その他

ごみ袋の配付については、平成8年度より、八尾市自治振興委員会を通じて各町会へ年2回の調査を行い、居住者及び世帯人数を把握した上で、町会を通じて指定袋の配付を行っている。

【出典】八尾市町会加入促進検討会議検討成果報告書(平成24年3月)

2. 指定袋制度と町会との関わりについて

① 指定袋制度の沿革

市販のごみ袋による「可燃」「不燃」「粗大ごみ」の分別収集

平成6年10月

美園地区周辺（美園地区・久宝寺地区・八尾第2地区福祉委員会傘下23町会約3,000世帯）をモデル地区とし、ごみの5種分別（「可燃」「資源」「埋立」「複雑」「粗大」）を指定袋制により試行。

平成8年10月

ごみの5種分別（「可燃」「資源」「埋立」「複雑」「粗大」）を全市民協力のもとに実施。

平成20年10月

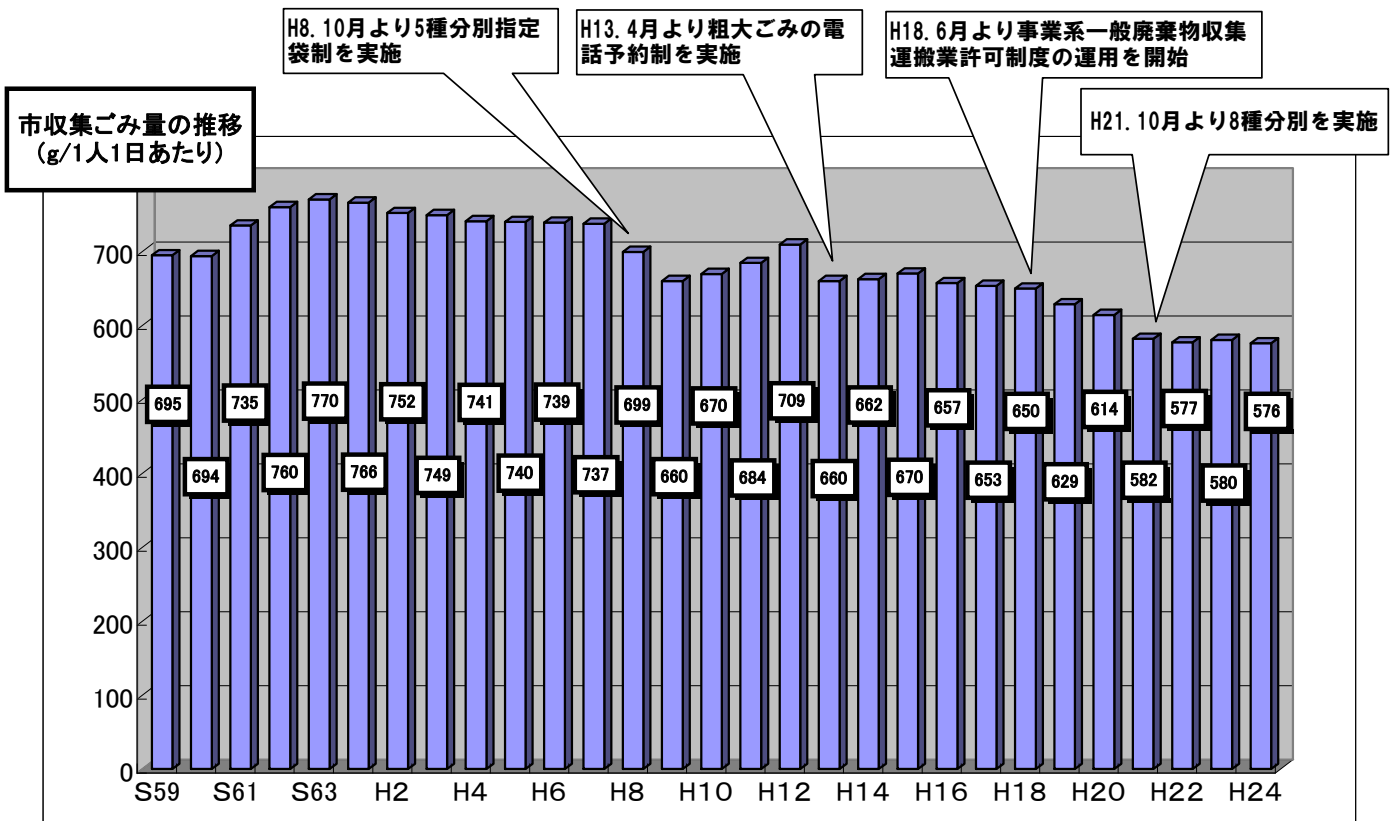
西山本地区（西山本地区20町会約2,600世帯）をモデル地区とし、ごみの8種分別・指定袋制（「可燃（燃やす）ごみ」「資源物」「容器包装プラスチック」「埋立」「複雑」「ペットボトル」「簡易ガスボンベ・スプレー缶」「粗大」）を試行。

平成21年4月

「簡易ガスボンベ・スプレー缶」の分別収集を全市域にて実施。

平成21年10月

ごみの8種分別・指定袋制（「可燃（燃やす）ごみ」「資源物」「容器包装プラスチック」「埋立」「複雑」「ペットボトル」「簡易ガスボンベ・スプレー缶」「粗大」）を全市域にて実施。



② 八尾市の指定袋制度

本市の指定袋制度については、ごみの排出量が増加してきて、ごみの減量と資源化に取り組む手法として、排出物毎に指定袋を作成し、分別して排出する意識を高めてもらうことでごみの減量を推進することを目的とし、地域のモデル地区による試行を経て、全市民が協力のもと（「可燃」「資源」「埋立」「複雑」「粗大」）の5種分別指定袋制度を平成8年度より実施しました。

指定袋を配付する手法としては、地域の皆さんと連携しながらごみの分別の推進を図るため、自治振興委員会の協力のもと、各町会への名簿調査により排出世帯の現状を把握し、町会を通じて各組班長宅へ指定袋を無料で配付する制度としました。

また、平成21年度からは「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「簡易ガスボンベ・スプレー缶」を加えた8種分別とし、行政と市民が協働でごみの減量・資源化に取り組んでいます。

指定袋の配付枚数

- 1世帯につき、基本セット（下記のとおり）を配付
⇒市内居住の把握が必要となる。

可燃	容プラ	ペットボトル	資源	複雑	埋立	合計
52枚	26枚	6枚	12枚	3枚	3枚	102枚

- 世帯人数に応じ、可燃調整袋（10枚入）を基本セットとあわせて配付
⇒このため、世帯人数の把握が必要となる。

3-4人世帯	5-6人世帯	7人以上世帯
10枚	20枚	30枚

- 不足分の対応として、市役所及び各出張所等にて申請による追加配付を行っている。

指定袋の配付方法

【町会加入世帯】

- 町会へ依頼する名簿調査に基づき世帯人数を把握し、各組班長の通じて配付

【町会未加入世帯】

- 送付はがきとの交換（市役所・各出張所等にて） 他



市民はごみを指定袋にて排出しなければならないことから、公衆衛生の観点からも、市は町会への加入・未加入に限らず、指定袋を受け取ることができる体制を整える必要がある。

3. 指定袋配付に関する業務の流れと費用

① 指定袋配付の業務の流れ

5月(11月)

指定袋配送先名簿・配付先名簿の照会を自治振興委員に依頼

- 名簿の回収
- 提出された名簿に基づいてデータベースへの入力作業
- 配付先名簿の印刷、封入作業

7月～8月(1月～2月)

指定袋配付先名簿を各班長に送付(約8,000件)

8月～9月(2月～3月)

委託業者が指定袋を各班長に配送

- 配送後の対応(セット数の過不足、配送先変更等)
- 町会未加入者への引換ハガキの発送準備(約16,000件)
- 配付謝礼支払準備(2月のみ)

3月

配付謝礼を各地区委員会にて支払い

★通年の主な業務★

- 転入・転出等による名簿の修正
- 指定袋配付に関する現地調査
- 追加袋配付数の集計
- 本庁舎・出張所への指定袋配送
- 返却袋数の集計
- 返却袋を使用した基本セットの作成

② 指定袋無料配付実施による効果

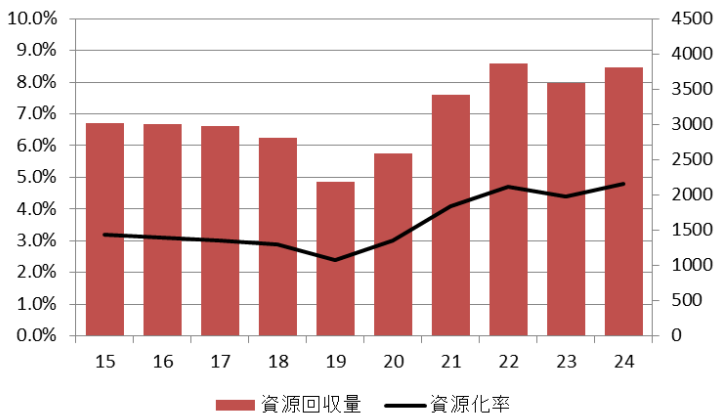
- 市民のみなさまに分別収集に協力していただく土壌を醸成してきた。
- 町会を通じた配付体制を採用することで、世帯人数に応じた緩力的な配付を可能とした。

分別に対する意識の向上

実際に平成21年から容器包装プラスチック、ペットボトルの全市収集を行うことにより、資源回収量は実施前と比較し、増加傾向にあります。(【参考1】参照)

また、可燃ごみ中の容器包装プラスチックの混入量も減少していることから、指定袋の無料配付により分別に対して一定の効果があることが分かります。(【参考2】参照)

【参考1】資源回収量と資源化率の推移

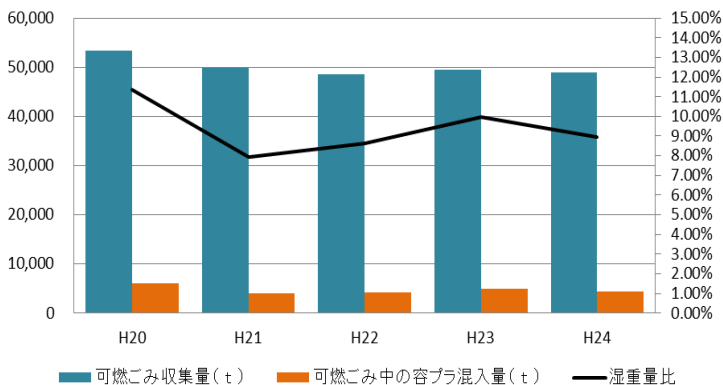


左に示す資源回収量とは、市が収集した資源物・容器包装プラスチック・ペットボトル等(※)の選別・処理を行った後に残る資源の回収量を指します。

また、資源化率は、市が収集したごみ処理量のうち、上記に示す資源回収量の占める割合を指します。

(※)複雑ごみ、粗大ごみ、簡易ガスボンベ・スプレー缶からも資源回収を行なっています。

【参考2】可燃ごみ内における容器包装プラスチックの割合



平成24年4月から週1回収集の実施

可燃ごみ中の容器包装プラスチックの割合

	H20	H21	H22	H23	H24
湿重量比	11.35%	7.95%	8.63%	9.96%	8.93%
可燃ごみ収集量(t)	53,347	49,865	48,639	49,459	48,966
可燃ごみ中の容プラ混入量(t)	6,055	3,964	4,198	4,926	4,373
対H20比(t)		▲2091	▲1857	▲1129	▲1682

③ 指定袋配付に係る費用と排出状況

【参考3】指定袋配付にかかる費用とその内訳(平成24年度)

	金額(千円)	割合(%)	備考
合計	152,330	100.0%	
人件費	25,528	16.7%	
正職員	18,725	12.3%	2.65人分
非常勤嘱託職員	2,396	1.5%	1人分
アルバイト	4,407	2.9%	4人分(うち2人は4か月間の勤務)
指定袋作成宅配業務委託料	113,476	74.5%	
家庭用袋作成費	92,794	60.9%	
公衆用袋作成費	369	0.2%	
カレンダー作成費	5,481	3.6%	
配送経費	8,632	5.7%	
輸送・保管経費	2,554	1.7%	
通信・管理・維持経費	3,646	2.4%	
点字シール作成委託料	103	0.1%	
郵送料	2,476	1.6%	配付名簿(約8000件×年2回)、町会未加入者引換ハガキ(約16,000件×年2回)
配付謝礼	9,864	6.5%	
その他事務経費	883	0.6%	

人口1人あたり(円)

564

1世帯あたり(円)

1,274

【参考4】指定ごみ袋配付数と排出状況との比較

(単位:枚)

	可燃	複雑	埋立	資源	容プラ	ペット	合計
通常配付分(A)	12,810,420	665,670	665,670	2,662,680	5,769,140	1,331,340	23,904,920
追加配付分(B)	658,222	48,983	10,754	45,284	55,404	36,479	855,126
配布袋数(C)=(A)+(B)	13,468,642	714,653	676,424	2,707,964	5,824,544	1,367,819	24,760,046
組成分析から推定排出枚数(D)	12,060,591	291,919	168,182	1,091,866	2,292,754	585,185	16,490,497
差引(C)-(D)(E)	1,408,051	422,734	508,242	1,616,098	3,531,790	782,634	8,269,549
排出率(D)/(C)	89.5%	40.8%	24.9%	40.3%	39.4%	42.8%	66.6%
【参考】平成24年度返却枚数(F)	62,528	13,500	25,200	94,200	56,500	24,900	276,828
返却率(F)/(E)	4.4%	3.2%	5.0%	5.8%	1.6%	3.2%	3.3%
滞留・流用枚数(E)-(F)	1,345,523	409,234	483,042	1,521,898	3,475,290	757,734	7,992,721
滞留・流用率(E)-(F)/(C)	10.0%	57.3%	71.4%	56.2%	59.7%	55.4%	32.3%

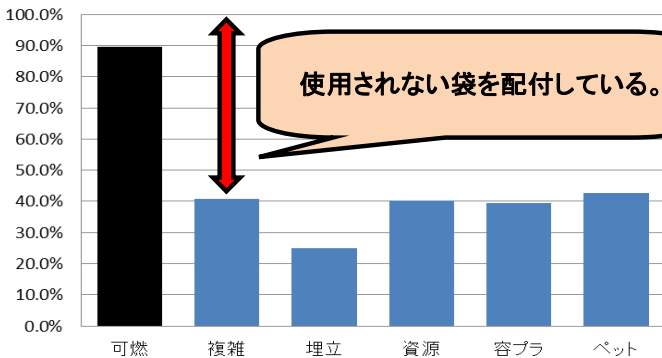
※通常配付分は25年10月現在における資源循環課登録世帯より算出

世帯数 110,945 世帯

※追加配付分は24年度実績

世帯人数 293,405 人

【参考5】排出率



平成25年10月末現在の人口 270,249人

平成24年度の組成分析調査結果から算出した排出率は、可燃袋が約9割、他の袋が約3~4割で、可燃袋以外は、配付した袋の半分以上が排出されていない状況です。

可燃袋以外の袋の排出率が低いのは、排出の実態と本市が配付している枚数が合致していないと考えられます。つまり、可燃袋以外の袋の半分以上は使用されない袋を配付していることとなります。

指定袋の無料配付における問題点

●正確な登録人数の把握が困難

本市の指定袋管理システムは住民基本台帳と一致しておらず、平成25年10月末現在、登録されている人口は約29万人(本市人口は約27万人)で、約2万人上回っている状況です。

●住民登録を八尾市に移していない方への配付

本市には学生等、住民票を八尾市に移さずにお住まいの方も多くいらっしゃいます。このような方にどのように指定袋を配付すべきか考える必要があります。

●未使用の袋の滞留および流用

要・不要問わず、定期的にすべての世帯の方に一定量の指定袋をお渡ししているため、家庭に滞留している、または他の用途へ流用されている未使用の指定袋が約800万枚あります。

④ さらなるごみ減量へ向けての課題

本市が直面している課題

① 大阪市、八尾市、松原市環境施設組合の設立

・ごみ処理量を基本とした負担が想定される。

② 大阪湾フェニックス計画

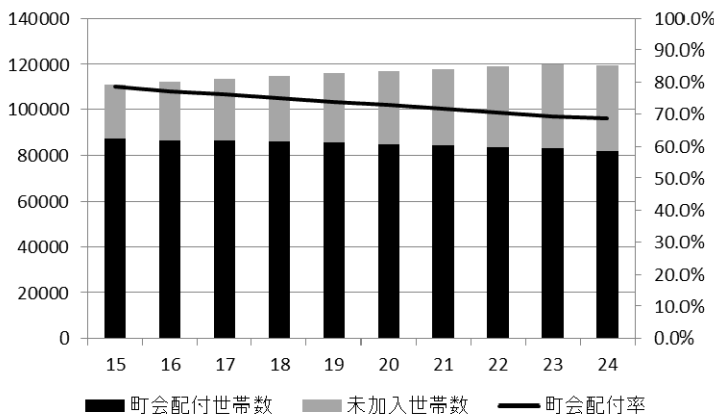
・計画終了(平成39年度)後の事業継続に向けて、減量化・資源化が搬入市町村に求められる。

市民一人ひとりの「**ごみ減量に対する意識**」のさらなる向上が必要不可欠

現状の配付方法では、減量効果は小さく、上記の課題を解消するのは困難です。
根本的にごみの排出を抑制する仕組み、多量排出者には相応の負担をしていただく仕組みが必要だと考えます。

ただし、分別に対する効果から「**町会とのつながり**」を保つ必要があります。

【参考6】指定袋の町会配付数と配付率の推移



平成24年度は約82,000世帯(全体の7割弱)の方が町会から指定袋を受け取っています。

これまで指定袋は、町会の協力によって、分別収集に大きく寄与してきましたが、指定袋に代わる新たな方法で町会とのつながりを保つ必要があると考えます。